

令和7年度 第3回江別市犯罪被害者等支援条例（仮称）検討会

議事概要

【日 時】 令和7年7月25日（金）14時00分～15時15分

【場 所】 江別市民会館21号室

【出席委員】 9名（敬称略）

小内純子（会長）、龍田昌樹（副会長）、飯塚正美、今林隆一郎、
貝森加代子、白鳥裕子、中井和夫、村上貴志、吉田玲英

【欠席委員】 1名（敬称略）

吉川陽子

【江別市】 6名

（事務局） 近藤生活環境部長、千葉生活環境部次長、
壽福市民生活課長、蓮田市民生活課主幹、
竹林市民活動係（交通防犯担当）主査、加藤市民活動係主任

【傍聴者】 0名

【次 第】 1. 開会

2. 議事 （1）「江別市犯罪被害者等支援条例」（案）

ア 総則（第1条～第6条）

イ 基本的施策（第7条～第12条）

ウ その他（第13条～第14条）

3. その他

4. 閉会

小内会長	第3回江別市犯罪被害者等支援条例（仮称）検討会を開会します。 本日の出席委員は9名で、設置要綱第6条第3項に基づく定足数を満たしていることから、会議は成立しています。 本委員会の発言内容は、発言者名とともに議事概要として、後日、市のホームページなどで公開しますので、了承願います。 議事録作成のために音声を録音しますので、発言の際は挙手の上、指名を受けた後、名前を述べてから発言願います。 また、市では、附属機関等の会議は原則公開としているため、希望者があれば、傍聴を許可します。 （傍聴者の確認） 本日は、傍聴希望者はありません。
小内会長	本日の議事は次第のとおり、条例案の審議ですが、条文の検討に入る前に、第2回検討会で積み残しとなった、江別市の「特化条例」で支援を行う対象範囲について確認を行いたいと思います。 事務局から説明願います。
事務局	<u>資料6-2</u>をご覧ください。 6月9日に開催した第2回検討会では、江別市の「特化条例」における支援対象者や具体の支援策について検討いただいたところです。 対象者は、<u>資料6-2</u> 上段に記載のとおり、①から③を想定していますが、このうち、「③性被害」について、“不同意性交等を受けた者”のほかにも、これと同程度の“重い不同意わいせつ”まで広げてはどうかとの意見がありました。 この際も説明しましたが、市が条例に基づいて、犯罪被害者への支援を行おうとする場合、申請者が①から③に該当することを認定しなければなりません。 しかしながら、市町村では犯罪捜査や裁判に関する情報は一切持っていないため、認定に必要な情報を警察から入手する必要があります。 <u>資料9</u>をご覧ください。 「特化条例」に基づいて行う支援の手続きのイメージです。 犯罪被害者等は事件の捜査の過程で、警察から助言を受けて、市の窓口に来庁すると想定されます。 市では支援決定に向け、犯罪被害者であることを確認するため、地元の警察署に照会を行います。 犯罪事件の管轄が地元の警察署から離れる場合、地元警察署を通じて、道内外の警察署へ情報を求めることになりますが、ここ

	で得られる情報は、被害者が申告した罪名や被害届の受理の有無のみで、事件の詳細に関する情報を得ることはできないものとなっています。 前回の検討会の議論を受け、不同意わいせつ罪のうち、程度の重い被害者を選別して情報提供を受けることが可能か警察に聞いたところ、難しいとの回答がありました。 資料9 下段に記載の、情報提供に関する流れについても、詳細を開示することは適当ではないとの見解も示されたところで、このことから、江別市が独自の基準を設け、支援を実施することは難しいものと考えます。 再度、資料6-2にお戻りください。 道内市の条例では、対象を①から③としています。 また、道内の町村や他の都道府県の市町村においても①②が大半で、一部の市町村では①②に③を加えたものとなっています。条例の運用に必要な情報は全国統一の基準により得られること、また、このことは全国の市町村に共通なことから、江別市の支援対象者は、全道、全国の動向に合わせて①から③にしたいと考えます。
小内会長	事務局から特化条例の支援対象について説明がありました。 質問、意見等がありますか。
中井委員	資料9によると、警察から助言を得た者でないと申請できないということですが、直接、市に相談してきた者にも支援が必要と思います。なので、この流れは理解できません。 これでは単に、犯罪被害者等への見舞金支給条例でしかないと思います。
事務局	資料9は支援の流れのイメージ図です。もちろん、警察からの助言がなくても、犯罪被害者等が市町村へ支援の申請を行うことは可能です。 また、条例による支援策としては、見舞金だけでなく、住宅支援や相談支援の外、既存制度を活用した生活支援の案内等を想定しています。
小内会長	他に質問、意見等ありますか。
各委員	(なし)
	支援対象については、 資料6-2 に記載のとおり、①から③と確認してよろしいか。
各委員	了
小内会長	議事に入ります。 次第に「江別市犯罪被害者等支援条例（案）」とありますが、本日の検討会では、条例案の審議を行います。

	第1回検討会では、“江別市としては、年内の条例制定を目指している”との説明があったと記憶していますが、本日の審議で条例案がまとまれば、市ではその案に対するパブリックコメントを行い、概ね、予定のスケジュールで進んでいくものと思います。 委員各位から忌憚のない意見をいただきながら、条例案をまとめていきたいと考えますので、よろしくお願いします。 資料10に条例案が記載されていますが、全14条となっています。 一括で審議すると意見を出しにくいと思いますので、「ア 総則」、「イ 基本的施策」、「ウ その他」の3つに区切って審議を行い、最後に、全体について確認するように進めたいと思いますがいかがですか。
各委員	了
小内会長	はじめに「ア 総則」について、説明願います。
事務局	資料10をご覧ください。 第2回検討会の審議を踏まえて作成した「江別市犯罪者等支援条例」、通称「特化条例」の「案」です。 第1条から第6条は、条例全体に共通して適用される事項を定めた「総則」に相当する条項です。 まず、1ページ最初の第1条ですが、見出し（括弧書き）にあるとおり目的を定義しています。 条例の目的は、国の「犯罪被害者等基本法」に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定めること、市、市民等の責務を明らかにすること、支援の基本事項を定め、総合的に推進すること、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を図ること等としております。 次に第2条では、条例に用いる用語を定義しています。 第1項第1号「犯罪等」、同第2号「犯罪被害者等」の定義は、「犯罪被害者等基本法」に合わせています。 第3号「市民等」は、市内在住者に加え、市内で働く人や市内の学校に通う学生、市内で活動を行う団体を含むこととしています。 第4号「事業者」は、市内で事業活動を行う法人又は個人です。 第5号「関係機関等」は、国、北海道、警察の外、犯罪被害者等の支援を行う団体などとしています。 第6号「再被害」と第7号「二次的被害」は、一般に混同されることが多いとの指摘があるため、区別の意味から個別に条項を設けたものです。 次に2ページをご覧ください。

	第3条では、3つの基本理念を定めています。 第1項は犯罪被害者等の尊厳への配慮、第2項では、被害の状況を踏まえて支援を適切に行うこと、また、再被害、二次被害の防止を行わなければならないものとしています。 第3項は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援を提供することを記載しています。 【解説】に記載のとおり、第3条は、「犯罪被害者等基本法」の規定をベースに再被害・二次的被害の防止などの表記を追記した形としています。 次の第4条から第6条では、市、市民、事業者の責務をそれぞれ規定しています。 まず、2ページ下段の第4条では、市の責務として、第1項では、第3条の「基本理念」にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定・実施することとしています。 第2項では、第1項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携を図ることとしています。 3ページをご覧ください。 【解説】に記載のとおり、地方公共団体の責務は、「犯罪被害者等基本法」に規定があることから、第4条はこれに沿った内容としています。 次に、第5条では、「市民等の責務」として、犯罪被害者等の状況や支援の必要性について理解を深めること、二次的被害への配慮、市や関係機関等に協力することを市民等の責務としています。 【解説】に記載のとおり、国の「第4次犯罪被害者等基本計画」では、「犯罪被害者等のための施策の実施と国民の理解・協力は車の両輪である」とされていることから、こうしたことを踏まえた記述としています。 次に、第6条では、「事業者の責務」として、第1項では、第5条と同様に、犯罪被害者等の状況や支援の必要性について理解を深めること、二次的被害への配慮、市や関係機関等に協力することを事業者の責務としています。 第2項では、従業員が犯罪被害者等となった場合の配慮について定めています。
小内会長	質問、意見等がありますか。
吉田委員	第2条第1項第2号では、「犯罪被害者等」の定義として、犯罪等により被害を被った者及びその「家族又は遺族」と規定されています。 これは、<u>資料2－3</u>にある道内他市の規定と概ね似ています

	が、札幌市の条例では、第２条第１項第３号の条文に、「家族又は遺族（当該犯罪被害者と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）」となっています。 この規定は、婚姻届を出していない内縁関係や、これと同様の関係にある同性パートナーを含むという趣旨と理解します。 昨年、国の犯罪被害者給付金について、同性パートナーも事実婚と同様に扱うべきであるという最高裁の判決がありました。 この判例を受けて、法改正には至っていないかもしれませんが、内縁関係、同性パートナーであっても、犯罪被害者給付金の支給対象とする運用がなされているところです。 こうしたことを踏まえ、これから制定しようとする条例であれば、「家族」の定義に、内縁関係や同性パートナーを含む形にしておいた方が良いと思います。 例えば、「家族」を「家族等」にするか、或いは、札幌市のような規定にするか、どちらでも良いと思います。
小内会長	この点について、意見等ありますか。
龍田副会長	内縁関係や同性パートナーを、「家族」としてくることができるのかということでしょうか。
吉田委員	国の給付金は、同性パートナーも２０年以上夫婦と同様の関係があるか等、実態を見て判断しているので、付き合っているだけでは対象になりません。 家族であっても、家族間の犯罪であれば支給対象外となるでしょうし、実態に合った運用が必要になります。
小内会長	札幌市の条例の第２条第１項第３号と同様の規定とした場合、問題はないのでしょうか。
吉田委員	同性パートナーを排除しているようには読めませんので、国の給付金の運用に照らして、問題はないと思います。
小内会長	資料１０ １ページ、第２条第１項第２号中「家族又は遺族」の規定について、札幌市の条文と同じように、「（婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）」といった記述を加えることは可能でしょうか。
事務局	資料１０で提示した「特化条例」案では、「家族又は遺族」の規定を、国の「犯罪被害者等基本法」及び北海道の条例に合わせています。 条例の運用については、江別市ではパートナーシップ宣誓制度を採用していることから、見舞金の支給は、規則等で要件を整理したうえで、同性婚者なども含めて対応することになるものと考えています。 見舞金以外の支援等については、それらを所管する制度が異な

	るため、統一的な対応は難しいものと思われ、担当部局を通じて個別に確認が必要になると考えます。 このことから、定義を定める条項に、「家族」を幅広く規定すると他の条項との整合性が取れなくなることが危惧されます。 第2条は、条例全体で使用する用語を定義するための条項で、この規定が色濃く反映されるのは、被害者等への理解の促進、被害者等を支援するという考え方についてです。 第2条第1項第2号に、事実婚や同性パートナーといった具体的な記述を加えなくても、これらを含めた幅広い運用は可能と考えます
吉田委員	「家族」の定義が、法律婚の家族に限るものでないのであれば、文言にはこだわられません。
小内会長	他に意見等ありますか。
龍田副会長	支援対象の一部を排除するような意図はないと思うので、条文としてはこのままでいいと思います。
小内会長	本日の審議を踏まえ、“家族の範囲は幅広く捉える”ということが何処かに記述されていることが望ましいと思います。 それは、第2条でなくとも構いませんが、3条以降にそのような記述はありますか。
事務局	第8条から11条は、見舞金の給付や、日常生活支援などの具体の支援に関する条項となっていますが、条文には支援の対象や要件に関する記述は設けていません。 当市の他の条例でも、条例には具体的な対象や要件は規定せず、規則等に委任する形をとっていることから、こうした例に倣った規定としています。 本日の審議を踏まえての明文化につきましては、規則や要綱に記載することが考えられますが、先ほどもご説明申し上げたとおり、第9条の日常生活支援などは、関係する制度の確認も必要なことから、庁内検討会を通じて確認のうえ、規則等の記述を検討したいと思います。
小内会長	明文化しておかないと、年月を経るうちに曖昧になってしまうこともありうるので、条文の中でなくとも構いませんが、どこかに記しておくことを希望します。
飯塚委員	施行規則等で対象範囲を広げるとすれば、札幌市の条例のように具体的に規定しなくとも、 <u>資料10</u> 第2条第1項第2号の「家族」を「家族等」としてはどうでしょうか。
事務局	第2条第1項第2号の「家族」を「家族等」とすると、“等”の範囲がどこまでかが問題となると思います。 吉田委員の意見は、「家族」の定義を、法律上の婚姻関係ある

	者に限定するのか、それとも、例えば、パートナーシップ宣誓制度の対象者までを含めるのかという主旨と思います。 本日の議論を踏まえ、第2条第1項第2号の条文は、法律や道条例に合わせた「家族又は遺族」と記述し、見舞金をはじめとする支援の実施については、対象をどこまで広げられるか関係部局とも協議のうえ、規則や要綱に反映させることを検討したいと考えます。
小内会長	第2条第1項第2号の条文は（案）のままとし、運用については規則等で整理することを確認してよろしいか。
各委員	了
中井委員	第1条（目的）ですが、<u>資料10</u>の案では「犯罪被害者等基本法に基づき」となっており、一方、<u>資料2－3</u>の札幌市の条文では「犯罪被害者等基本法の基本的な考え方にのっとり」となっています。 「犯罪被害者基本法」では、自治体に条例を定めることを勧告していますが、義務付けはしていませんので、札幌市のように、基本理念に基づいて自らの意思で定めるような表現に改めるべきと思います。 次に、第2条（定義）ですが、第1項第1号で「犯罪等」を「心身に有害な影響を及ぼす行為」として、心身に限定した規定としています。 「犯罪被害者等基本法」ではそのように定義しているかもしれませんが、最近の犯罪の実態は、詐欺等が非常に多く、老後の資金が全部奪われて生活できないというような被害もあります。 また、性的被害を受けて登校や外出をしたくないという被害も出ています。 このような実態も織り込んで、犯罪の多様化や深刻化に対処するような条例でなければならないと思います。 市として条例を作る以上、もう少し対象を広げた考え方が必要で、こうしたことが条文に加えられないのであれば、弾力的な対応を可能にする必要があると思います。
小内会長	2つの条項に関する意見がありました。まず、第1条（目的）について、犯罪被害者等支援法に「基づき」ではなく「のっとり」としたほうが、江別市としての自主性が明確になるとの意見について確認したいと思います。 各委員から意見等ありますか。
吉田委員	第1条の規定について、「基づき」か「のっとり」か、最初の導入部分にはそれほど注目していませんでした。 それ以降の、基本理念を定め、市、市民等の責務を明らかにす

	る、続く、基本となる事項を定め総合的に推進する、被害の回復又は軽減を図り、誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に「寄与することを目的とする」、という部分は他の自治体と大きく変わるものではないと思います。 文末が、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の「実現を目的とする」となると、やり過ぎというか、できないことだと思いますが、「寄与することを目的とする」のであれば、適切と考えます。
事務局	資料２－３に掲載の６市の「特化条例」第１条を比較すると、広島市は「趣旨にのっとり」、札幌市は「理念にのっとり」、網走市外の道内４市は「法に基づき」となっています。 こうした事例を踏まえ、資料１０では「法に基づき」としたところですが、これは（案）ですので、修正の可否等はこの場でご検討いただきたいと思います。 参考までに、第４条（市の責務）、第５条（市民の責務）、第６条（事業者の責務）では、「基本理念にのっとり」と規定しています。
飯塚委員	資料１０ ３ページに掲載されている、「犯罪被害者等支援法」第５条の規定では、基本理念にのっとり施策を策定して云々となっており、法律では、地方公共団体に条例策定の義務を負わせないのので、「のっとり」の方がいいと思います。
小内会長	「犯罪被害者等支援法」の規定に照らすと、「基づき」は強い感じがしますし、「参考に」では緩すぎるので、「のっとり」が適切に思います。
事務局	資料１０第１条（目的）の条文中「犯罪被害者等基本法（平成１６年法律第１６１号）に基づき」を、資料２－３の広島市の例のように、「犯罪被害者等基本法（平成１６年法律第１６１号）の趣旨にのっとり」と改めたいと思います。
小内会長	反対意見がないようでしたら、そのように変更したいと思います。中井委員はどうですか。
中井委員	異存ありません。
小内会長	そのように変更してよろしいでしょうか。
各委員	了
小内会長	次に、第２条（定義）についてですが、中井委員から第１項第１号の「犯罪等」の規定が限定的な内容になっているとの意見がありました。資料１０には「犯罪及びこれに準ずる」と記載されていますから、幅広く捉えているものと考えます。 例えば、詐欺は犯罪なので、詐欺被害に遭った場合も含まれると思います。

	「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」という規定は広い範囲と思いますがいかがですか。
中井委員	先ほどはうまく説明できなかったかもしれませんが、資料101ページの第2条第1項第1号では、「心身に有害な影響を及ぼす行為」となっていますが、経済的な被害、或いは、地域で理解されないようなことに繋がる犯罪もあります。 ですから、法律の条文をそっくり適用するのではなくて、「心身に有害な影響を及ぼす行為」の後に“等”を加えてはどうでしょうか。 幅広くとらえて相談などにも応じるような形にすべきです。犯罪等の範囲を限定しなくてもよいということです。
事務局	参考として、資料4をご覧ください。 「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為を指し、殺人、強盗、窃盗、詐欺、ストーカー、DVなども該当します。 詐欺などの経済的な犯罪は、少額であっても犯罪に含まれます。また、詐欺による心の負担であれば、「心身に有害な影響を及ぼす行為」に該当するものと考えます。 従って、「犯罪等」は幅広く定義されているものと認識しています。
中井委員	第3条以降の条項に関し、市の責務や具体の支援では、第2条に規定される「犯罪等」の範囲よりも広く対策が進められることになっています。 ですから、どうしても第2条の「犯罪者等」の定義を「犯罪被害者等基本法」と同じにしなければならないことが理解できないのです。
小内会長	同じ内容にしなければならないわけではないと思います。 事務局から説明があったとおり、「犯罪等」の範囲は広く捉えられています。 経済的な被害はもとより、心身に関わるようなことも含めて対象は広がっていますので、私は特に修正の必要はないと思います。各委員から意見ありますか。
今林委員	微に入り細を穿って条文を読み込まれていることに感心しました。 私としては、事務局の説明では対象範囲は広いように思われますので、第2条は（案）のままでよいのではないかと思います。
小内会長	中井委員いかがでしょうか。
中井委員	多数の意見であれば構いません。
小内会長	他に質問、意見等ありますか。

吉田委員	第3条（基本理念）に関して、資料10の案では、第1項から第3項の3項立てになっています。 一方で、資料2－3 2ページに掲載の他の自治体の条例をみると、広島市、札幌市、留萌市は4項立てになっています。 いずれも、第4項で、関係機関等の相互の連携協力という内容になっており、ここが、江別市の条例案との違いと見て取れました。 この“相互の連携協力”は、他の条項に規定していることから、第3条には入れなかったと理解しましたが、よろしいでしょうか。
事務局	ご指摘のとおり、関係機関との連携を図るという内容は、第4条（市の責務）に規定することが適当と考え、同条第2項に条文を設けています。
小内会長	他に質問、意見等ありますか。
各委員	（なし）
小内会長	最後に全体を通じての質疑を行いたいと思いますので、一旦、区切って、先に進めます。 「イ 基本的施策」について、説明願います。
事務局	資料10、3ページの下段をご覧ください。 第7条から第12条は、「基本的施策」として、「特化条例」で行う具体の支援に係る条項です。 まず、第7条は、「相談及び情報の提供等」として、市が行う相談や情報提供の体制に関する規定です。 第1項では、国の「犯罪被害者等基本法」に沿った内容とし、犯罪被害者等が直面する問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言、また、関係機関等との連絡調整を行うものとしています。 第2項では、国の基本計画でも設置が求められている、総合的対応窓口を規定しています。 ここで言う総合的相談窓口は、市民生活課が所管する市民相談所を想定しています。 4ページをご覧ください。 上段の解説に「犯罪被害者等基本法」の関連条文を掲載しています。 次に、第8条では、「見舞金の支給」として、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るための、見舞金支給を規定しています。 【解説】にあるように、支給にあたっての要件、金額等については、他市の例や江別市の他の条例に倣って、規則等により定めたいと考えています。

	なお、対象範囲や金額については、第2回検討委員会での議論に使用した資料6-2、資料7で示したように、犯罪行為により死亡した者の遺族、傷害等による重傷病者、不同意性交等を受けた者を対象として、10万円から30万円を支給することを考えています。 次に、第9条では、「日常生活の支援」として、安心して日常生活を営むことができるように必要な支援を行うこととしています。 犯罪被害者等に対し、市が実施できる具体の支援策は、「特化条例」によらず、他の法律や制度に基づくものですが、第2回検討会では、こうした実態であっても条文を設けるべきとの結論になったことを受けて、当該条項を設けました。 なお、日常生活支援には、介護、保育、就労支援など、さまざまな制度があり、要件も千差万別なうえ、それらが変わることもあり得ることから、概括的な規定としています。 次に、第10条では、「居住の安定」として、市営住宅の入居に関する規定を設けています。 【解説】にあるように、自宅で被害に遭った場合や、再被害や二次的被害を受けないように転居が必要になる場合があることから、市営住宅の優遇措置の条項を設けるものです。 具体的な支援としては、転居先が決まるまでの一時的な入居と定期募集の際の抽選倍率の優遇を考えています。 また、これらの支援に係る要件などの詳細については、第8条と同様に規則等で定めたいと考えています。 次に、第11条では、「安全の確保」として、再被害及び二次的被害の防止と個人情報の適切な取り扱いについて規定しています。 5ページをご覧ください。 第12条では、「市民等及び事業者の理解の増進」として、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について、市民等の理解を深めるため、情報提供や啓発活動等を行うこととしています。
小内会長	基本的施策として第7条から第12条の説明がありました。第2回検討会で審議した「特化条例」の具体的な支援策に係る条項に相当すると思います。 質問、意見等がありますか。
吉田委員	第7条からは具体的な支援メニューが列挙されており、規定の形態自体は基本的によいと思いますが、資料10 4ページにある、第8条の【解説】には、見舞金の支給に関する「要件、金額

	等については、規則等により別に定める」とあります。 規則等で定めることで、例えば、インフレを受けて見舞金を増額するような場合には柔軟に対応できる利点があります。 他方で、下げることも柔軟にできるので、条例できちんと定めておいたほうがいいという考えもあります。 必要な支援を行うための条項で、条文は基本的に適切と考えますが、第8条に金額を明記すべきかという点は迷っています。
事務局	第8条に関して、条例改正には一定の時間やエネルギーを要するため、吉田委員ご指摘のとおり、物価変動などに合わせて、見舞金の金額を見直す場合、金額等は規則等に規定しておく方が機動的な対応が可能です。 こうしたことを想定し、条例では見舞金を支給することを定め、金額や要件は規則等で定めることを考えています。
吉田委員	承知しました。いずれにしても、他の自治体と極端にかけ離れたことを定めることは難しいと思いますので、適正に運用いただくことを希望して、この点については結構です。
事務局	江別市の条例では、条文自体に具体的な条件や金額は明記せず、これらは規則等に委任している例が多いため、これに倣った形を考えています。 先ほどご説明したとおり、規則に委任することで、機動性は高まりますが、予算措置には議会の議決が必要なため、行政機関の都合で金額を上げ下げするようなことはできません。 税金の使途として、議会の承認を得ながら適正に執行したいと考えています。
小内会長	他に質問、意見等ありますか。
中井委員	資料10 4ページ、第9条（日常生活の支援）の【解説】に、「家事、育児、介護等」とありますが、例えば、犯罪に遭って生計が成り立たない場合の支援が、「等」に含まれるのでしょうか。 江別市の「特化条例」では、財産を失ったとか、貯金も全部なくなったといった者に支援を念頭に置いてほしいと思います。 【解説】の記載は、家事や育児、介護に限定されるように読み取れるので、今言ったような被害に対する支援を望みます。金銭的な支援はできなくても、相談など、その他の支援はできるものと理解したい。
事務局	資料10 4ページ、第9条の【解説】にある「家事、育児、介護等」には、経済的な損害を受けた者に対する生活相談も含むものとして記載しています。 具体的には、社会福祉協議会の生活資金の貸し付けや生活保護制度の案内などを想定しています。

小内会長	他に質問、意見等ありますか。
吉田委員	第１２条（市民等及び事業者の理解の増進）ですが、市が「情報の提供、啓発活動等を行うものとする」となっています。 これは、第５条、第６条の裏返しのような関係と思います。 つまり、第５条では、市民等の責務として、犯罪被害者に支援に協力するよう「努めるものとする」とあり、第６条では、事業者の責務として、「施策に協力するよう努めるものとする」と、それぞれ努力義務が謳われています。 これに対して、第１２条では、市として情報提供、啓発活動を行う形になっており、この関係性から規定は適切と思います。 その上で、第１２条に基づく啓発活動としては、例えばリーフレットを配架する、或いは集会やシンポジウムを開催する、また、最近インターネット上の誹謗中傷による二次被害が多々あるので、ホームページ等で啓発を行っていくということが考えられますが、今の段階で具体的なプランはありますか。
事務局	第１２条に基づく情報提供、啓発活動として、現在、想定しているものは、市ホームページでの啓発、支援メニューをまとめたハンドブックの作成があります。 この外、市民向けの講座を年２回開催していますので、この中で犯罪被害者等に関する啓発も行いたいと考えています。
小内会長	他に質問、意見等ありますか。
各委員	（なし）
小内会長	最後に全体を通じての質疑を行いたいと思いますので、一旦、区切って、先に進めます 「ウ その他」について、説明願います。
事務局	<u>資料１０</u>、５ページの２段目をご覧ください。 第１３条ですが、「支援の制限」として、「社会通念上適切でないと認める場合は、支援を行わないことができる」とする規定を設けています。 【解説】に記載のとおり、犯罪被害者等が犯罪行為を教唆、幫助した場合や暴力団に所属している場合などを想定した規定です。 次に第１４条ですが、条例の施行にあたり、手続きの詳細や申請書の様式などを規則等で定めるための条項です。 この条項に基づき、第８条（見舞金の支給）や第１０条（居住の安定）について、関連する規則等を設けることを考えています。
小内会長	質問、意見等ありますか。
中井委員	第１３条について、支給の制限を「社会通念上適切でない」という極めて曖昧な条件をもって、「行わないことができる」とし

	ていますが、制限の対象を市に全面的に委任していいとは思えません。 【資料１０】 ５ページ中段、第１３条の【解説】にあるような、具体的な内容を条文に書き込むべきです。 【解説】に記載していることが、「社会通念上適切でない」と記載しなければ、犯罪被害に遭った者が社会通念上適切でない場合、自分が対象外であると理解できないと思います。 【解説】に記載していることを具体的に条文に記載するべきで、制限の対象を市に委任すべきでないと思います。
小内会長	第１３条に関するご意見ですが、あまり細かく書き込むと、予想しなかったことが起きた場合に対処できなくなる危険性もあるので、「社会通念上適切でない」という表現にして、その都度検討するしかないと思います。 このことに関して意見等ありますか。
吉田委員	「社会通念上適切でない」という記述は、曖昧といえば曖昧ですが、このような規定とせざるを得ないと思います。 【資料１０】 ５ページ中段、第１３条の【解説】には、「江別市暴力団排除条例に規定する暴力団に所属している場合などを想定」と記載していますが、例えば、生活保護制度には、現役の暴力団員だけでなく、暴力団を辞めた後５年間は受給できないという条件がありますが、いつ辞めたのか、本当にやめたのかなどが問題になるケースが多々あります。 また、【解説】には「犯罪行為を教唆、幫助した場合」という記載もありますが、例えば、挑発して殴られた場合、挑発の程度などの問題もあり、実際にはケースバイケースの判断がどうしても必要になると思います。 具体的に列挙するのは現実的に難しいし、記載したとしても、かえって不都合な場合が出てくるのではないかと考えます。
小内会長	中井委員いかがですか。
中井委員	第１３条の条文では、支援の制限の対象を市に委任することになります。市の権限になる。 吉田委員から具体的な話がありましたが、この条項があると、犯罪被害者等が少しでも自分が悪いと感じた場合、申し出てこないのではないかと危惧します。そのため、厳格に定義したほうが本当の支援になると思って発言しましたが、委員各位がそこまで必要ないと言うのであれば、市に任せるしかないと思います。
小内会長	他に質問、意見等ありますか。
村上委員	「江別市暴力団排除条例」が制定（平成２５年１１月）されたとき、トクリュウ（匿名・流動型犯罪グループ）はありません

	でした。 このことから、今後も「社会通念上適切でない」ものの定義は変わってくると思いますので、今の時点で具体的なものを列記して、将来的に条例改正が必要になるような状況を作るより、必要があれば規則等で規定した方が柔軟性があると考えます。
小内会長	第13条は（案）のままでよろしいか。
各委員	了
小内会長	他に質問、意見等ありますか。
各委員	（なし）
小内会長	以上で、条例案について一通り確認したところですが、全体を通じて、言い忘れた点、改めて気づいた点などはありませんか。
中井委員	第5条（市民等の責務）、第6条（事業者の責務）は、それぞれ明確に記載されていて正しいと思います。 市の責務だけを謳うのではなく、これらを明確に打ち出したことを評価します。 「江別市自治基本条例」でも、それぞれの責務を定めていますが、この考え方がよく浸透するように努力してもらいたいと思います。
小内会長	他に質問、意見等ありますか。
各委員	（なし）
小内会長	本日の検討では、委員各位から様々な意見をいただきました。このことを踏まえて、「特化条例」の検討を次の段階に進めていきたいと思います。 まず、事務局に確認ですが、本日の審議を受けて、条例案の修正などはどのようにになりますか。
事務局	本日の審議を踏まえ、第1条中、「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき」を、「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり」と改めます。 修正後、会長の確認を得て、パブリックコメントに付したいと考えます。
小内会長	第2条第1項第2号の「家族」に関し、対象範囲の議論がありました。条文の修正には関わらないと思いますが、この件の確認については、どのようにになりますか。
事務局	第2条の条文は、修正なしと確認いただいたので、（案）のままとします。 対象範囲については、見舞金の支給や市営住宅の優先入居等、条例の運用にあたり、「家族」をどのように扱えるかを確認し、次回の検討会で報告したいと思います。

小内会長	事務局から、条例案については本日の審議を踏まえて1箇所修正するとの説明がありました。 修正後、パブリックコメントに付することになりますが、そのように進めてよろしいか。
各委員	了
小内会長	そのように進めます。 次第3「その他」ですが、委員各位から意見等ありますか。
各委員	(なし)
小内会長	事務局から何かありますか。
事務局	資料10の1ページをご覧ください。 条例の名称ですが、「江別市犯罪被害者等支援条例」(案)としています。 これは、他市の例を参考に、仮称として名付けたものですが、本日の審議で各条文がまとまりましたので、合わせて、名称の検討もお願いいたします。
小内会長	当検討会の名称にもずっと「仮称」が付いており、いつとれるのだろうと思っていました。 事務局から説明があったように、この場の検討で「仮称」が取れることになります。 委員各位から意見ありますか。
各委員	(なし)
小内会長	代案がないようでしたら、仮称となっていた「江別市犯罪被害者等支援条例」を正式な名称にしたいと思います。
各委員	了
小内会長	その他何かありますか。
事務局	条例案をまとめていただき、ありがとうございました。 この後、修正箇所を会長に確認いただてから、パブリックコメントに付し、条例案に対する市民意見を求めたいと考えています。 パブリックコメントの期間などを考慮し、第4回検討会は10月6日(月)午後2時からの開催を予定しています。 開催案内は後日郵送しますので、よろしくお願いいたします。
小内会長	本日の議題はすべて終了しました。活発にご議論いただき、ありがとうございました。